

兵庫県公報

令和6年8月23日 金曜日 第543号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和6年度採石業務管理者試験の実施（地域産業立地課）	1
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	2
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（但馬県民局）	3
○ 同 上（同）	3
公 告	
○ 入札公告（但馬技術高等学校）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	9
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	10
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10

告 示

兵庫県告示第796号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和6年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区山本通4丁目22番15号
兵庫県立のじぎく会館 2階 201号室

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。又は、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルのサイズのものとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの

(2) 受付期間

令和6年9月2日（月）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和6年9月17日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,100円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、又は受験手数料8,100円を電子納付すること。電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和6年10月31日（木）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班
電話（078）341-7711 内線3584



兵庫県告示第797号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
大鹿谷(2)	赤穂市		木津	大江山	1327番65の一部、1327番220の一部、1327番221から1327番225まで、1327番226の一部、1327番352の一部、1327番370の一部、1327番382の一部



兵庫県告示第798号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 不動産商事気学堂
代表者氏名 大平 朱實
事務所所在地 神戸市中央区八雲通1-1-1
免許番号 兵庫県知事（7）第9921号
免許年月日 令和4年1月14日

2 処分の内容

令和6年8月26日から同年9月5日までの11日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第799号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年8月23日

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

1 指定する貯水施設の所在地

朝来市和田山町宮字若宮351

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
宮区	朝来市和田山町宮137

3 指定する理由

朝来市和田山町宮地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第800号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年8月23日

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

1 指定する貯水施設の所在地

朝来市和田山町比治字石ヶ谷550

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
比治区	朝来市和田山町比治415

3 指定する理由

朝来市和田山町比治地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月23日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 奥 田 孝 一

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

シャシダイナモ 1.0式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約担当者が仕様書等で指定する期日

- (4) 納入場所
契約担当者が仕様書等で指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
 - (1) 交付期間
令和6年8月23日（金）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒668-0051 豊岡市九日市上町660-5
兵庫県立但馬技術大学校 生涯訓練課 担当 長島
電話（0796）24-2233 F A X（0796）24-0875
- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間
 - (1) 入札参加申込書の提出期間
令和6年8月23日（金）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先
上記3(2)に同じ
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和6年9月9日（月）午前10時30分
場所 兵庫県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター センター教室2
（豊岡市九日市上町660-5）
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規程する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規程する特定信書便事業者による同条第2項に規程する信書便による入札については、令和6年9月6日（金）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 仕様確認について
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により（仕様確認申込書）必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間

令和6年8月23日（金）から同年9月5日（木）まで、毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 上記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

オ 確認の結果

令和6年9月5日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を、令和6年9月6日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年9月5日（木）以前の任意の日を開始日とし、契約締結予定日である令和6年9月17日（火）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

イ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日である令和6年9月17日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン姫路

所在地 姫路市今宿2017-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	堂前宣夫
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	小林辰夫
株式会社マックハウス 外23者	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟橋浩司

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目5番1号	堂前宣夫
株式会社キャン	岡山市北区幸町2番8号	阿部和則
株式会社マックハウス 外23者	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野孝司

4 変更年月日

令和6年5月6日ほか

5 届出年月日

令和6年8月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年8月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年12月23日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山崎ショッピングセンター

所在地 宍粟市山崎町中井7番地の4

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
山崎商業開発株式会社	宍粟市山崎町中井7番地の4	川野 範和

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
山崎商業開発株式会社	宍粟市山崎町中井7番地の4	田村 光

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
山崎商業開発株式会社	宍粟市山崎町中井7番地の4	川野 範和

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
鮭榭食品株式会社	大阪府八尾市老原九丁目115番地	柳田 英司
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広

外22者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
鮭榭食品株式会社	大阪府八尾市老原九丁目115番地	小谷 陽亮
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	恒吉 裕司

外15者

4 変更年月日

令和6年5月24日ほか

5 届出年月日

令和6年7月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年8月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年12月23日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 モールラフィーネ

所在地 三田市富士が丘二丁目7番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	廣瀬一雄

3 変更事項

駐車場の収容台数

(1) 変更前148台

(2) 変更後122台

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和6年7月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年8月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年12月23日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- たつの市龍野町中村字向イ田272番1の一部、273番2、273番19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目2番22号
株式会社アカシカ住宅 代表取締役 赤鹿嘉保
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年7月18日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-19-2号(5たつの)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年8月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

介護老人保健施設 ハーブスピア	同 市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432-1
医療法人 誠仁会 協和病院	同 市西区押部谷町栄字北垣内191-1

」

を

「

介護老人保健施設 ハーブスピア	同 市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432-1
-----------------	-----------------------

」

に、

「

医療法人社団 紫高会 伊川谷北病院	同 市西区池上1丁目7-18
-------------------	----------------

」

を

「

医療法人社団 紫高会 伊川谷北病院	同 市西区池上1丁目7-18
医療法人社団 和敬会 協和病院	同 市西区押部谷町栄字北垣内191-1

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

そんぽの家S神戸東垂水	同 市垂水区山手1丁目3-21
-------------	-----------------

」

を

「

そんぼの家S神戸東垂水	同 市垂水区山手1丁目3-21
ラヴィーレ神戸垂水	同 市垂水区名谷町猿倉285

に、明石市の項中

「

有料老人ホームモア・アビタシオン明石	同 市大久保町八木486
--------------------	--------------

を

「

有料老人ホームモア・アビタシオン明石	同 市大久保町八木486
介護付き有料老人ホーム チャーム明石西二見	同 市二見町西二見駅前4丁目38-2

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「当該市町委員会の印」を「県委員会の印とし、刷込式」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第197号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月23日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和6年9月25日（水）から同年10月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和6年9月30日（月）から同年10月2日（水）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和6年10月2日(水)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年8月27日(火)から同月29日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年9月4日(水)から同月10日(火)までの間(土曜日及

び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、申込書の受付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166